

高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第4条の規定に基づき、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許自主返納を支援する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の規定により、全ての種類の免許の取消を受けて、運転免許証を都道府県公安委員会へ返納することをいう。
- (3) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) ICOCA 西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカードをいう。
- (5) hanica 阪急バス株式会社及び阪神バス株式会社が発行する交通系ICカードをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、自主返納の時点において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納をした者であって、第5条の規定による申請の時点において運転免許取消通知書の交付を受けた日から1年以内である者
- (2) 自主返納をした時点において満70歳以上の者

(支援内容)

第4条 市長は、予算の範囲内において、1の対象者につき次の各号のいずれかの支援を行うものとする。

- (1) ICOCA 5,000円分（デポジット500円分を含む。）の交付
- (2) バス定期券（発着のうちいずれかが市内のバス停であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間の全部又は一部に使用することができるものに限る。）及び鉄道定期券（発着のうちいずれかが市内の駅であって、令和7年4月1日か

ら令和8年3月31日までの期間の全部又は一部に使用することができるものに限る。)の購入に要した経費に相当する額の交付。ただし、交付する額の上限は、15,700円とする。

(3) hanica 6, 000円分(デポジット500円分を含む。)の交付

(交付申請)

第5条 支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業申請書(様式第1号)に別表に掲げる支援の区分に応じ、同表の添付書類に定める書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(支援の決定及び支援の実施)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたときは川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を受けた者に対し、第4条に規定する支援を実施するものとする。

(支援決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業決定取消通知書(様式第4号)により支援の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたとき

(2) 第4条第1号又は第4条第3号に掲げる支援により交付されたICカードを他人に譲渡したと認めたとき

(3) 第4条第2号の定期券の払戻請求を行ったと認めたとき

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に第4条に規定する支援を受けた者に対して支援した額に相当する額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	添付書類
第 4 条第 1 項第 1 号の支援	(1) 兵庫県公安委員会が発行した運転免許取消通知書の写し
第 4 条第 1 項第 2 号の支援	(1) 兵庫県公安委員会が発行した運転免許取消通知書の写し (2) 定期の区間情報及び所有者情報並びに有効期間がわかるものの写し (3) 領収書など購入金額がわかるものの写し（※） (4) 申請者本人名義の振込先情報の写し ※(2)に購入金額が明記されている場合提出は不要
第 4 条第 1 項第 3 号の支援	(1) 兵庫県公安委員会が発行した運転免許取消通知書の写し